

注目1 6月から下水道使用料が変わります

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するため、令和6年6月から下水道使用料を改定します。下水道使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

建設課下水道業務担当 ☎ 594-5555

なぜ改定が必要なの？

A. 市では、平成21年から約15年にわたり、経費削減に努め、現行の下水道使用料を維持してきました。しかし、現在の下水道使用料収入だけでは下水道サービスにかかる費用を賄えず、不足分は下水道を使用していない人を含む市民の皆さんが納める市税等から補っている状況です。さらに、今後も人口減少等による下水道使用料収入の減少や施設・設備の老朽化による更新費用の増大が見込まれており、下水道サービスの維持には事業の健全化が必要なためです。

上水道料金も高くなるの？

A. 下水道使用料のみの改定であり、上水道料金に変更はありません。

詳細は市ホームページをご覧ください。



新使用料への切り替え時期

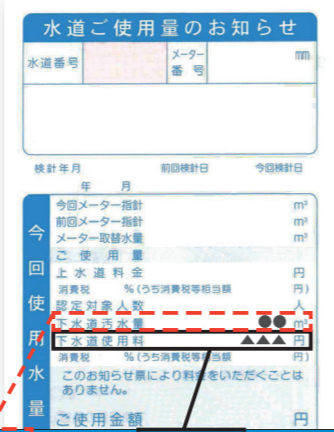
下水道使用料は上水道の使用量を基に算定し、原則として2か月に一度、上水道料金と合わせて桶川北本水道企業団が請求します。令和6年6月使用分から新使用料になります。

検針月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
奇数月	旧使用料	旧使用料	旧使用料	新使用料	新使用料	新使用料
偶数月		旧使用料	旧使用料	旧使用料	新使用料	新使用料

使用料算定基準 1か月の汚水量に対する金額(税抜)

基本料金	汚水量		旧	新	差額
	～8m ³ まで				
超過料金	1m ³ あたり	8m ³ を超え20m ³ まで	100円	115円	+15円
		20m ³ を超え30m ³ まで	105円	120円	+15円
		30m ³ を超え40m ³ まで	110円	125円	+15円
		40m ³ を超え50m ³ まで	115円	130円	+15円
		50m ³ を超え100m ³ まで	125円	140円	+15円
		100m ³ を超え500m ³ まで	135円	150円	+15円
		500m ³ を超えるもの	145円	160円	+15円

お手元の検針票と比較すると、改定後の使用料を確認できます



下水道使用料新旧早見表 2か月の汚水量に対する金額(税込・円)

汚水量	旧	新	差額	汚水量	旧	新	差額	汚水量	旧	新	差額
1m ³	660	770	+110	26m ³	2,420	2,804	+384	41m ³	4,075	4,708	+633
2m ³ ～16m ³	1,320	1,540	+220	27m ³	2,530	2,931	+401	42m ³	4,190	4,840	+650
				28m ³	2,640	3,058	+418	43m ³	4,306	4,972	+666
				29m ³	2,750	3,184	+434	44m ³	4,422	5,104	+682
				30m ³	2,860	3,310	+450	45m ³	4,537	5,236	+699
				31m ³	2,970	3,437	+467	46m ³	4,652	5,368	+716
17m ³	1,430	1,666	+236	32m ³	3,080	3,564	+484	47m ³	4,768	5,500	+732
18m ³	1,540	1,792	+252	33m ³	3,190	3,690	+500	48m ³	4,884	5,632	+748
19m ³	1,650	1,919	+269	34m ³	3,300	3,816	+516	49m ³	4,999	5,764	+765
20m ³	1,760	2,046	+286	35m ³	3,410	3,943	+533	50m ³	5,114	5,896	+782
21m ³	1,870	2,172	+302	36m ³	3,520	4,070	+550	60m ³	6,270	7,216	+946
22m ³	1,980	2,298	+318	37m ³	3,630	4,196	+566	70m ³	7,480	8,590	+1,110
23m ³	2,090	2,425	+335	38m ³	3,740	4,322	+582	80m ³	8,690	9,966	+1,276
24m ³	2,200	2,552	+352	39m ³	3,850	4,449	+599	90m ³	9,954	11,396	+1,442
25m ³	2,310	2,678	+368	40m ³	3,960	4,576	+616	100m ³	11,220	12,826	+1,606

注目2 令和5年度住民税が非課税の世帯に追加で7万円を支給 (電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金)

共生福祉課地域共生担当 ☎ 590-5566 ※個人情報保護のため、電話ではお答えできない内容もあります。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、追加で現金給付を行います。

対象世帯には、「給付決定通知書」(はがき)、または給付を受けるための「確認書」を郵送します。



市ホームページ

対象者 令和5年度住民税が非課税の世帯

- ・基準日(令和5年12月1日)時点で北本市に住民票があること
- ・世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯であること
- ※住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯は除く

支給額 7万円/1世帯あたり

受給方法 2月上旬までに「給付決定通知書」が届いた世帯



→手続きは不要です。

令和5年7月支給の給付金(1世帯3万円給付)と同じ口座に2月16日(金)頃振り込みます。

2月下旬までに「確認書」が届いた世帯



→手続きが必要です。

「確認書」に必要事項を記入し、返送してください。

令和5年7月支給の給付金(1世帯3万円給付)受給時から世帯状況が変わっている世帯、辞退した世帯、代理受給した世帯が対象です。

以下の人は対象者であっても「確認書」が届きません 受給には申請が必要です

■令和5年1月2日～12月1日に他市区町村から北本市へ転入した世帯

転入前の市区町村で、令和5年度住民税が非課税の世帯は支給対象です。

■所得を申告していない世帯

令和4年分の所得を申告していない人は、税申告をお願いします。税申告の結果、「非課税世帯」に該当すれば支給対象です。

申請書類を市に提出してください

期間 2月1日(木)～5月31日(金)

申請書類

提出方法 共生福祉課地域共生担当

- 申請書
- 本人確認書類
- 給付金の振込みを希望する口座確認書類
- 令和5年度住民税非課税証明書の写し(令和5年1月2日以降に北本市へ転入した人のみ)

(〒364-8633 北本市本町1-111、☎ 590-5566)へ郵送または直接。

・住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
・18歳以下の子どもがいる場合の加算分(1人あたり5万円) ※世帯給付の実施後に別途給付の見込みについても、給付の準備を進めています。詳しくは広報きさと3月号でお知らせします。